

▲ 足立区

ベビーシッターによる一時預かり利用料金を補助します

足立区では東京都の補助制度を活用し、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助する制度を実施します（待機児童等を対象とした「事業者連携型/待機児童支援」とは異なりますので、ご注意ください）。

1 制度の概要

対象となる方	足立区に住所を有する保護者（対象児童も足立区に住所を有する必要があります） ・保育の理由、保育認定の有無は問いません。 ・保育園や幼稚園を利用している方、育児休業中の方もご利用いただけます。
対象児童	未就学児（ <u>0歳</u> から <u>満6歳</u> に達する年度の末日まで）
対象期間	令和6年4月1日利用分から令和7年3月31日利用分まで
利用料補助の 上限時間	児童1人につき年度あたり144時間まで 多胎児（ふたご・みつご等）の場合児童1人につき年度あたり288時間まで
利用料補助の 上限額	①日中利用 午前7時から午後10時までの利用分：1時間あたり2,500円 ②夜間利用 午後10時から午前7時までの利用分：1時間あたり3,500円 ※児童1人ごと1か月単位で、日中利用・夜間利用の区分ごとに利用時間を合計し、分単位を切り捨てたうえでの申請になります。
対象利用料	ベビーシッター <u>保育サービス利用料のみ（保育料）</u> が対象です。ただし、クーポン等を利用した場合は、割引後の金額が補助の対象になります。また、クーポン等の割引きは、保育料から差し引きます。 ※ 以下の料金は対象外になりますのでご注意ください。 入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費、 保育以外のサービス提供（家事援助・教育等）の料金等
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者 ※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。 《「東京都福祉局」⇒ベビーシッター利用支援事業⇒ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧》 
対象のベビーシッター	対象事業者の中で東京都の定める研修または同等と認める研修を修了したベビーシッター※詳細は東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱に規定されています。
保育基準	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること ※ 例外として、補助の対象児童とそのきょうだいを、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人であっても補助の対象になります。
留意事項	① 本事業を利用する前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（こども家庭庁ホームページ）」をご確認ください。 ②ベビーシッターの利用申込や契約については、利用者ご自身で直接行ってください。 

2 利用の流れ

(1) 事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者一覧」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際、必ず「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と伝えてください。

(2) ベビーシッターの利用（利用者⇄事業者）

事業者から下記（3）④～⑦の交付を必ず受けてください。

(3) 区へ書類の提出（利用者⇒区）

補助金申請期限までに次の必要書類を区に提出（郵送または持参）してください。

＜**利用者が作成する書類**

①足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼同意書

※ 補助金申請者は、領収書の宛名と同一人物である必要があります。

②足立区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付請求書兼口座振替依頼書

※ 口座名義人は、補助金申請者と同一人物である必要があります。

③利用内訳表

＜**事業者から利用者が受け取る書類**

④ベビーシッター要件証明書（写しでも可）

※ 発行日が利用日以前の日付であることを確認してください。

⑤ベビーシッター事業者の領収書（写しでも可）

⑥利用明細書等

（利用児童名、利用日時、料金の内訳がわかるもの）※⑤の領収書で確認できる場合は省略可能

⑦クーポンを使用したことがわかる書類（クーポン使用者のみ）

※ ⑤の領収書で確認できる場合は省略可能

(4) 補助金交付（区⇒利用者）

3 申請スケジュール

利用月	交付申請の受付締切日※	振込時期（予定）
令和6年4月～ 令和7年3月	利用月の翌月15日 （15日が土日祝の場合、 その前日の開庁日）	利用月の翌々月の末日 （末日が土日祝の場合、 その前日の開庁日）

※ 交付申請の受付締切日に間に合わない場合でも、同一年度内の申請であれば、申請は可能です。

※ 令和6年度の利用分については、**令和7年4月15日（火）（消印有効）が最終期限**です。

※ 補助金の振込時期は、利用月の翌々月の月末になります。書類不備の場合は、それ以上の期間を要します。

【お問い合わせ・必要書類の提出先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 中央館3階

子ども施設入園課（令和6年4月1日から幼稚園・地域保育課） 認証・認可外保育係 宛て

TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703

Q&A

項番	質問	回答
1	事業者が発行する領収書の宛名と申請書の申請者名が異なっても良いですか？（領収書が母の名前、申請者が父の名前等）	領収書の宛名と、補助金申請者は <u>同一人物である必要があります</u> 。この場合は、母親名義で補助金を申請してください。また、申請者と口座名義は同一である必要があります。
2	<日中利用の場合> 4月2日に2時間15分、4月10日に1時間30分を利用した場合、補助上限金額はいくらになりますか？	児童1人ごと1か月単位で、日中利用・夜間利用の区分ごとに利用時間を合計し、分単位を切り捨てたうえでの申請になります。 そのため、4月分の利用時間は3時間45分ですが、45分は切り捨てのため、4月は3時間分の7,500円が補助上限金額になります。
3	クーポン利用や会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも補助金の申請をできますか？	申請可能です。ただし、割り引かれた費用は、ベビーシッター保育サービス利用料から差し引き、補助金の算定を行います。
4	きょうだいで利用した場合、申請書はまとめていいですか？	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。
5	きょうだい2名（2名ともに未就学児）とも補助を受けるには、保護者が必ず一緒に保育をしなければならないのでしょうか？	2人とも補助を受けるには、以下の方法があります。 ①2人のベビーシッターに依頼する。 （保護者不在でも可） ②保護者と1人のベビーシッターと一緒に保育する ※ ②の場合、きょうだい（未就学児）利用に伴う追加料金についても補助の対象になります。1名を基本料金、もう1名をオプション料金（2名預かる場合の追加料金）として申請してください。
6	1名は未就学児、1名は就学児の2名の保育を依頼し、未就学児について補助を受けたい場合、保護者が必ず一緒に保育しなければならないのでしょうか？	保護者が不在であっても、未就学児の利用分は補助の対象になります。 この時、小学生以上のきょうだいと未就学児であればベビーシッター1人の派遣で問題ございません。
7	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、補助を受けられますか？	<u>受けられません</u>。必ず、サービス利用時に交付を受け、要件を満たしていることを確認してください。 ※領収書に東京都のベビーシッター利用支援事業認定事業者である旨の記載があっても、ベビーシッター要件証明書は必要です。
8	複数月に渡って、同じベビーシッターを利用した場合、「ベビーシッター要件証明書」は1枚の提出でいいですか？	同じベビーシッターであればベビーシッター要件証明書は1枚で構いませんが、<u>発行日が最初の利用日以前の日付であることを確認</u>してください。 なお、申請ごとに要件証明書は必要になります。
9	対象児童の保育園等の送迎は補助の対象になりますか？	補助の対象になります。 送迎のみの場合も補助の対象になります。

項番	質問	回答
10	入会金や会費に利用料金が含まれる料金体系になっていますが、補助の対象になりますか？	利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が確認できれば、当該保育料の部分は補助の対象になります。ただし、入会金や会費に該当する部分は補助の対象外になります。
11	1 回目の保育料が月会費に含まれる場合は、補助の対象になりますか？	補助の対象になります。 ただし、月会費と保育料の領収書がそれぞれ必要になります。
12	補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要になりますか？	事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な書類をご提出ください。
13	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか？	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
14	前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で 144 時間が利用上限でしたが、足立区ではどのように扱いますか？	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。 年度内の合計が 144 時間を超えない範囲でご利用いただけます。 【例】前の自治体で 80 時間を利用した場合→64 時間ご利用いただけます。
15	自宅以外の保育は対象になりますか？	保護者が契約において同意している場合、図書館・児童館・病院など場所は問わず、ベビーシッターが保育をしている状態であれば補助の対象になります。ただし、施設利用料による追加料金等は補助の対象外になります。
16	保育の必要性の認定を持っていませんが、申請できますか？	申請できます。 保育の必要性の有無は問いません。
17	利用にあたり、所得制限はありますか？	ありません。
18	家事援助は補助の対象になりますか？	補助の対象に <u>なりません</u> 。
19	病児保育は対象になりますか？	補助の対象になります。
	病児保育（在宅型）利用料金の助成事業については、足立区のホームページ  をご参照ください。	ただし、同じ利用日時で足立区が実施する病児保育（在宅型）利用料金の助成事業や他の補助等と併用することはできません。
20	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っていますか？	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
21	子育ての相談に乗ってもらうため、保護者とベビーシッターと一緒に保育しても補助の対象になりますか？	補助の対象になります。

項番	質問	回答
22	希望した日時に予約が取れない場合、どうしたらいいですか？	認定事業者は複数ありますので、他の事業者に問い合わせを行うことで、予約ができる可能性があります。
23	受付締切日を過ぎてしまったのですが、申請可能ですか？	なるべく、受付締切日までにご提出をお願いいたします。 同一年度内の申請であれば、各月の受付締切日を過ぎても、まとめて申請可能です。 令和6年度の利用分については、 <u>令和7年4月15日（火）（消印有効）が最終期限</u> です。
24	領収書が令和6年度の最終期限の令和7年4月15日（火）（消印有効）に間に合わない場合どうすればいいですか？	令和7年3月31日までに足立区幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係にご連絡ください。
25	ベビーシッター事業者と契約する際に、選ぶポイント等がありますか？	必ずこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご確認ください。 ※本事業は、区がベビーシッター利用料を補助する事業です。紹介や斡旋等はしておりません。事前にベビーシッター事業者の情報収集や面接等を行った上でご利用をお願いいたします。
26	交付を受けた補助金は課税対象になりますか？	非課税対象です。
27	この事業は、いつまで続く予定ですか？	実施期間は、令和7年3月31日利用分までです。令和7年度については、区ホームページ等でお知らせいたします。